

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成29年3月31日
<b>【会社名】</b>	株式会社アエリア
<b>【英訳名】</b>	Aeria Inc.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 小林 祐介
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	管理本部長 清水 明
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区赤坂三丁目7番13号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長小林祐介及び管理本部長清水明は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成28年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を選定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、その他の連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度売上高(連結会社間取引消去後)を指標とし、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している9事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点については、事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上」、「売掛金」、「ソフトウェア」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクの大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

当社は、前事業年度の末日である平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断し、全社的な内部統制の開示すべき重要な不備を是正すべく改善策を整備し、運用を開始したものの、平成28年12月期の期末決算の過程において、会計処理の一部計上漏れを当社が検出し、決算短信の訂正開示を実施しました。

よって、上記評価手続の結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

### 記

平成28年12月期財務諸表作成過程において、「企業結合に係る暫定的な処理の確定」における取得原価の配分の見直しに係る会計処理の計上漏れが判明いたしました。本件に対する当社の対応として、平成28年12月期決算短信について訂正開示いたしました。

本件は、企業結合に係る暫定的な処理の確定時の配分の見直しを含む、非定型・不規則な取引に関する内部統制において、識別した取引を網羅的に会計処理するための体制が適切に整備できていなかったことに起因するものであります。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度の末日までに是正されなかった理由は、上記の誤りが事業年度末日後の財務諸表作成過程で発見されたためであります。

なお、上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

## 4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された開示すべき重要な不備を是正するために、当事業年度の末日後、非定型・不規則取引プロセスにおける非定型・不規則な取引を網羅的に進捗管理する手続きを整備しました。内部統制報告書提出日までに是正後の内部統制を評価した結果、内部統制報告書提出日において、上記に係る内部統制の整備状況については有効であると判断いたしました。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。